

離婚届出後の手続きについて

都城市

離婚届出をされた場合には、必要に応じて下記の手続きが必要となります。

お手数ですが、開庁時（平日の8:30～17:15）に市役所、各総合支所の各担当窓口までお越しください。

なお、他の市町村に住所のある方は、住所地の市町村にてご確認ください。 都城市役所 都城市姫城町6街区21号 代表 ☎0986-23-2111

| | 手 続 き | 対 象 と 内 容 | 手 続 き に 必 要 な も の | 受 付 窓 口 |
|--|---|--|--|---|
| 住民票・印鑑登録・戸籍 | ◇マイナンバーカード、またはマイナンバー通知カードの記載変更 | ●届出により、氏が変わられた方は、マイナンバーカードの記載の変更が必要です。 ※住民票へ離婚届の情報反映されてからの手続きとなります。 | 本人確認書類(運転免許証など) 変更申請の届出をされる方の印鑑 マイナンバーカード、もしくはマイナンバー通知カード | 市民課 ☎23-2128 庁舎本館1階 |
| | ◇印鑑登録(必要な方のみ) | ●届出により、氏が変わられた方で、印鑑登録された印が氏で登録されている場合、届出により印鑑登録が抹消されます。 印鑑登録証明書が必要な場合は再度印鑑登録が必要です。 | 印鑑登録される印鑑 申請する方の顔写真付本人確認書類(運転免許証等)、印鑑登録手数料(300円) | |
| | ◇住所の変更(必要な方のみ) | ●届出では、住所は変更されません。住民登録されている住所と現住所が異なる場合には、住所異動の手続きが必要です。 | 本人確認書類(運転免許証等)、届出人の印鑑 マイナンバーカード、もしくはマイナンバー通知カード | |
| | ◇子の氏変更手続き(必要な方のみ) | ●届出では子の戸籍に変動はなく、親権の記載のみがされます。 子の住所地の家庭裁判所で許可を受けて入籍届が必要になります。なお、家庭裁判所及び入籍届の届出人は子が15歳以上であれば子自身が、15歳未満ならば親権者となります。 | 家庭裁判所からの子の氏変更許可審判書 届出人の印鑑、入籍する子の戸籍謄本(注) 入籍される子の親権者の戸籍謄本(注) (注)本籍地が都城市の場合、戸籍謄本添付不要です | |
| 家庭裁判所に提出する書類などは市民課戸籍担当または子の住所地の家庭裁判所(☎23-4131)にお問い合わせください。 | | | | |
| 保 険 | ◇国民健康保険等の氏の変更手続き | ●国民健康保険または後期高齢者医療に加入中の方で、氏が変わった方は保険証の氏の変更手続きが必要です。 | 氏が変わられた方の国民健康保険又は後期高齢者医療の「保険証」、「印鑑」 マイナンバーカード、もしくはマイナンバー通知カード お手続きをされる方の本人確認書類(運転免許証等) | 保険年金課 国保担当 ☎23-2642 給付担当 ☎23-2634 |
| | ※離婚届に伴い、配偶者の社会保険等の扶養認定が解除になる場合、他の医療保険制度に加入されない方は、国保への加入手続きが必要となります。 必要なもの 資格喪失連絡票、印鑑、本人確認書類(運転免許証等)、マイナンバー、もしくはマイナンバー通知カード | | | |
| 年 金 | ◇年金の分割についての手続き (必要な方のみ) ※ 都城年金事務所での手続き | ●離婚の際に厚生年金の納付記録を当事者間で分割する事ができる制度です。なお、この手続きは原則として離婚後2年を過ぎると手続きができなくなりますのでご注意ください。 | お近くの年金事務所にて手続きとなりますので、必要書類など事前にお問い合わせください。 都城年金事務所 ☎23-2571 | 保険年金課 年金担当 ☎23-2629 庁舎本館1階 |
| | 状況により手続きや必要書類が異なります。保険年金課へお問い合わせください。 | | | |
| 学 校 | ◇通学児童の氏の変更の相談 ※子の氏変更手続きをされた方 | ●市立小・中学校に通学されている子の氏が替わった場合 | 通学されている学校の担任の先生にご相談ください。 | 学校教育課 ☎23-9544 庁舎南別館2階 |
| | ご不明な点などございましたら、学校教育課へお問い合わせください。 | | | |

| | 手 続 き | 対 象 と 内 容 | 手 続 き に 必 要 な も の | 受 付 窓 口 |
|--------|---|---|---|--------------------------------|
| 児童手当など | ◇児童手当の受給者の変更 (要件に該当する方のみ) | ●子の監護者が変更になった方 | 新受給者の印鑑、健康保険証(国保以外の方のみ) 振込先の通帳かキャッシュカード マイナンバーカード、もしくはマイナンバー通知カード | こども課 ☎23-2684 庁舎本館1階 |
| | ◇乳幼児医療費助成 (要件に該当する方のみ) | ●住所・氏名・保険証・口座等の各種変更が必要になった方 | 状況により手続きや必要な書類が異なります。こども課へお問い合わせください。 | |
| | ◇児童扶養手当の手続き (要件に該当する方のみ) | ●この手当では、父または母と生計を同じくしていない児童を監護養育している方に対し児童の成長を願い支給される手当です。 | 受給資格や申請の対象等、状況により手続きや必要な書類が異なります。こども課へお問い合わせください。 | |
| | ◇母子・父子家庭医療費助成 (要件に該当する方のみ) | ●20歳未満の子を扶養している配偶者のいない母または父(養育者も含む)が、医療機関等を利用した場合に助成する制度です。対象児童について18歳到達年度までの助成となります。 | 状況により手続きや必要な書類が異なります。こども課へお問い合わせください。 | |
| 市営住宅 | ◇異動の届出 | ●市営住宅から転居又は市営住宅に入居する場合は届出が必要です。 | マイナンバーカード、もしくはマイナンバー通知カード 本人確認書類(運転免許証等)、印鑑 | 建築課 ☎23-3105 庁舎本館3階 |
| | 状況や要件により手続きや必要な書類が異なります。建築課へお問い合わせください。 | | | |
| 介護保険 | ◇介護保険の手続き | ●介護保険証をお持ちの方で、氏が変わった場合は介護保険証の変更手続きが必要です。 | 介護保険証 マイナンバーカード、もしくはマイナンバー通知カード 本人確認書類(運転免許証等) | 介護保険課 ☎23-2114 庁舎本館1階 |
| 障がい福祉 | ◇障害者手帳の手続き | ●障害者手帳(身体障害・療育・精神)をお持ちの方の場合 | 障害者手帳(身体障害・療育・精神)、印鑑 マイナンバーカード、もしくはマイナンバー通知カード | 福祉課 ☎23-2980 庁舎本館1階 |
| | ◇重度心身障害者医療費受給者証の手続き | ●重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの方の場合 | 重度心身障害者医療費受給者証 印鑑、振込先の通帳 | |
| 水道 | ◇異動の届出 | ●水道の使用開始、中止又は契約者の氏名等に変更がある場合は届出が必要です。 | 水道番号のわかるもの ※届出は水道局窓口又は電話でも受け付けます。 | 水道局業務課 ☎23-4510 (下川東3丁目) |

【参考】市役所以外での主な手続き

- ◇預金・保険・証券などの氏の変更手続き……………取引のある金融機関へ
- ◇厚生年金の受給者の氏が変わった場合の年金手続き……………国民年金分も含めて年金事務所へ ※都城年金事務所 0986-23-2571
- ◇不動産の登記人の氏の変更手続き……………不動産がある地域を管轄する法務局へ ※宮崎地方法務局都城支局 0986-22-0490
- ◇運転免許証の氏や本籍などの変更手続き…………… ※都城運転免許センター 0986-25-9999 ※都城警察署 0986-24-0110
- ◇旅券(パスポート)の手続き…………… 氏名、本籍に変更があった方でパスポートをお持ちの方の場合 ※都城パスポートセンター 0986-21-6781
- ◇お使いの保険証が社会保険等、職場の保険証をお使いの場合の氏などの変更手続き……………お勤めの職場へ